

株 主 各 位

第77期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

第77期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.diaelec.co.jp/contents/ir/>）に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

ダイヤモンド電機株式会社

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する事項

該当事項はありません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 13社……新潟ダイヤモンド電子株式会社

Diamond Electric Mfg. Corporation (米国)

Diamond Electric Hungary Kft. (ハンガリー)

金剛石電機(蘇州)有限公司(中華人民共和国)

DE Diamond Electric India Private Limited (インド)

金剛石電機国際貿易(蘇州)有限公司(中華人民共和国)

Diamond Electric (Thailand) Co., Ltd. (タイ)

Diamond Electric Korea Co., Ltd. (韓国)

PT. Diamond Electric Indonesia (インドネシア)

PT. Diamond Electric Mfg Indonesia (インドネシア)

Diamond Electric Asia Pacific Co., Ltd. (タイ)

金剛石電機研究所有限公司(中華人民共和国)

ダイヤモンドビジネス株式会社

上記のうち、Diamond Electric Asia Pacific Co., Ltd. (タイ)、金剛石電機研究所有限公司(中華人民共和国)及びダイヤモンドビジネス株式会社については、重要性が増したため当連結会計年度より、連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用非連結子会社……なし

② 持分法適用関連会社……なし

③ 持分法を適用していない理由

持分法を適用していない関連会社(株式会社リヴルクス)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要度がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

Diamond Electric Hungary Kft. (ハンガリー)、金剛石電機(蘇州)有限公司(中華人民共和国)及び金剛石電機国際貿易(蘇州)有限公司(中華人民共和国)の事業年度末日は12月末日であり、連結会計年度末日とは異なっておりますが、連結会計年度末日との差異が3ヶ月を超えないため、各社の事業年度末日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結会計年度末日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの………連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの………移動平均法による原価法

デリバティブ………時価法

たな卸資産………当社及び国内連結子会社は主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)、また、在外連結子会社は、主として移動平均法による低価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却方法

有形固定資産……………当社及び国内連結子会社は定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法）、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	5年～47年
機械装置及び運搬具	3年～12年
その他	2年～10年

無形固定資産……………定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。（リース資産を除く）

リース資産……………当社及び国内連結子会社は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

I. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

II. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

III. 小規模企業における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は在外連結子会社の会計期間に係る期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

I. ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理によっております。

II. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………製品輸出による外貨建売上債権、原材料輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引

III. ヘッジ方針……………「為替リスク管理規定」及び「為替リスク管理規定運用ガイドライン」に基づき、為替相場の変動リスクを回避するため、実需の範囲内で為替予約取引を行っております。

IV. ヘッジ有効性評価の方法……………ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ期間を通じて相場変動の影響を相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

⑦ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

3. 会計方針の変更

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結計算書類の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、この変更に伴う当連結会計年度の連結計算書類及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(作業くず売却益の会計処理の変更)

作業くず売却益については、従来、営業外収益として計上しておりましたが、当連結会計年度より、製造費用(売上原価)の控除項目として計上する方法に変更しました。この変更は、より適正な材料費を算出して原価管理を適切に行うためのものであります。

なお、当連結会計年度の期首の純資産への累積的影響額はありません。

4. 未適用の会計基準等に関する注記

- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1) 概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

- ①(分類1)から(分類5)に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ②(分類2)及び(分類3)に係る分類の要件
- ③(分類2)に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ④(分類3)に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ⑤(分類4)に係る分類の要件を満たす企業が(分類2)又は(分類3)に該当する場合の取扱い

(2) 適用予定日

平成29年3月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結計算書類の作成時において評価中です。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保に対応する債務

担保に提供している有形固定資産	建物及び構築物	1,063百万円
	機械装置及び運搬具	629百万円
	土地	1,804百万円
	合計	3,498百万円
上記有形固定資産のうち工場財団抵当に供している資産		
	建物及び構築物	498百万円
	機械装置及び運搬具	629百万円
	土地	488百万円
	合計	1,617百万円
担保に提供している有形固定資産以外の資産		
	受取手形及び売掛金	1,944百万円
担保に対応する債務	短期借入金	752百万円
	長期借入金	911百万円
	(1年内返済予定の長期借入金を含む)	
	合計	1,663百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 28,326百万円

(3) 財務制限条項

① 取引銀行4行とシンジケーション方式による短期コミットメントライン契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- I. 各事業年度末日及び第2四半期会計(累計)期間の末日における連結損益計算書に記載される営業損益を損失としないこと。
- II. 各事業年度末日における単体の損益計算書に記載される営業損益を損失としないこと。
- III. 各事業年度末日における連結及び単体の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。
- IV. 各事業年度末日及び第2四半期会計期間の末日における連結及び単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成26年3月期末日における連結及び単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直前の各事業年度末日及び第2四半期会計期間の末日における連結及び単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。

コミットメントラインの総額	2,200百万円
借入実行残高	-百万円
差引額	2,200百万円

なお、当連結会計年度末において、上記財務制限条項のII及びIVに抵触しておりますが、当連結会計年度末において当該契約にかかる借入実行残高はありません。

また、平成28年5月11日付の契約更新により、取引銀行4行とのコミットメントライン契約を締結し、当該契約のコミットメントラインの総額は、2,500百万円となっております。当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- I. 各事業年度末日及び第2四半期会計(累計)期間の末日における連結損益計算書に記載される営業損益を損失としないこと。
- II. 各事業年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。
- III. 各事業年度末日(ただし、平成28年3月期末日は対象外とする。)及び第2四半期会計期間の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成27年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直前の各事業年度末日及び第2四半期会計期間の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。

- ② 取引銀行 2 行とシンジケーション方式による短期コミットメントライン契約を締結しておりましたが、平成28年 3 月28日付の契約更新により、取引銀行 6 行との短期コミットメントライン契約を締結し、当該コミットメントラインの総額は2,000百万円となっております。当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- I. 各事業年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益を損失としないこと。
 II. 各事業年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を 2 期連続して損失としないこと。
 III. 各事業年度末日及び第 2 四半期会計期間の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成27年 3 月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計の75%に相当する金額、又は直前の各事業年度末日及び第 2 四半期会計期間の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。

コミットメントラインの総額	2,000百万円
借入実行残高	-百万円
差引額	2,000百万円

なお、当連結会計年度末において、上記財務制限条項のⅢに抵触しておりますが、各取引銀行からの合意を得られ、平成28年 5 月10日付で、上記財務制限条項のⅢを以下のとおり変更する契約を各取引銀行と締結しています。

- III. 各事業年度末日及び第 2 四半期会計期間の末日（ただし、平成28年 3 月期末日は対象外とする。）における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成27年 3 月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計の75%に相当する金額、又は直前の各事業年度末日及び第 2 四半期会計期間の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。

- ③ 取引銀行 4 行とコミット型シンジケートローン契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- I. 各事業年度末日における連結及び単体の損益計算書に記載される営業損益を損失としないこと。
 II. 各事業年度末日における連結及び単体の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。
 III. 各事業年度末日における連結及び単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成27年 3 月期末日における連結及び単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直前の事業年度末日における連結及び単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

シンジケートローンの総額	2,500百万円
借入実行残高	2,500百万円
差引額	-百万円

なお、当連結会計年度末において、上記財務制限条項の I 及びⅢに抵触しておりますが、各取引銀行からの合意を得られ、平成28年 4 月22日付で、上記財務制限条項の内容を以下のとおり変更する契約を各取引銀行と締結しております。

- I. 各事業年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益を損失としないこと。
 II. 各事業年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。
 III. 各事業年度末日（ただし、平成28年 3 月期末日は対象外とする。）における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成27年 3 月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直前の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

- ④ 取引金融機関とコミット型シンジケートローン契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- I. 各事業年度末日における連結及び単体の損益計算書に記載される営業損益を損失としないこと。
 II. 各事業年度末日における連結及び単体の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。
 III. 各事業年度末日における連結及び単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、直前の事業年度末日における連結及び単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

シンジケートローンの借入実行残高	1,058百万円
------------------	----------

なお、当連結会計年度末において、上記財務制限条項のⅠ及びⅢに抵触しておりますが、各取引金融機関からの合意を得られ、平成28年4月22日付で、上記財務制限条項の内容を以下のとおり変更する契約を各取引金融機関と締結しております。

- Ⅰ. 各事業年度末における連結損益計算書に記載される営業損益を損失としないこと。
- Ⅱ. 各事業年度末における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。
- Ⅲ. 各事業年度末（ただし、平成28年3月末日は対象外とする。）における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、直近の事業年度末における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%以上に維持すること。

- ⑤ 取引銀行と実行可能期間付タームローン契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、第2四半期会計（累計）期間の末日においては個別借入及び本借入の利率が変更になり、また、事業年度末においては借入金を一括返済することがあります。なお、平成28年3月31日付で財務制限条項の内容を以下のとおり変更する契約を締結しております。

- Ⅰ. 各事業年度末及び第2四半期会計（累計）期間の末日における連結損益計算書に記載される営業損益を損失としないこと。
- Ⅱ. 各事業年度末及び第2四半期会計（累計）期間の末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。
- Ⅲ. 各事業年度の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を前年度決算期の末日における純資産の部の合計金額の75%以上に維持すること。

タームローンの借入実行残高 300百万円

なお、当連結会計年度末において、上記財務制限条項の③に抵触しておりますが、取引銀行と当該条項抵触を原因とする期限の利益喪失の請求についての猶予の合意を得ております。

(4) 債権流動化による譲渡残高

受取手形及び売掛金 582百万円
電子記録債権 340百万円

(5) 受取手形割引高

受取手形割引高 52百万円

(6) 訴訟事項等

平成25年7月に米国司法省と締結した司法取引契約に関連して、当社及び当社の米国子会社に対して複数の集団訴訟が提起されているほか、一部顧客と損害賠償に関する交渉を行っております。なお、訴状には訴訟金額の記載はありませんが、当該訴訟の結果として、当社の経営成績等へ影響を及ぼす可能性があります。

6. 連結損益計算書に関する注記

- (1) 通常の販売目的で所有するたな卸資産について、期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の金額であり、たな卸資産評価損139百万円が売上原価に含まれております。

(2) 減損損失に関する事項

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額
(当社) 三重県松阪市他	自動車機器生産設備	建物及び構築物	10百万円
		機械装置及び運搬具	83
		工具、器具及び備品	16
		ソフトウェア	17
		建設仮勘定	2
合計			129

場所	用途	種類	金額
(当社及びダイヤモンドビジネス) 鳥取県鳥取市他	電子機器生産設備	建物及び構築物	5百万円
		機械装置及び運搬具	147
		工具、器具及び備品	17
		ソフトウェア	3
		建設仮勘定	14
合計			188

(資産のグルーピングの方法)

当社は、事業用資産については管理会計において資産と対応し、継続的に収支把握のなされている単位をグルーピングの基礎として、遊休資産については個々の物件ごとにグルーピングを行っております。なお、連結子会社については会計単位を基礎としてグルーピングを行っております。

(回収可能価額の算定方法)

上記の自動車機器生産設備・電子機器生産設備は、営業損益が継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能額まで減額しております。なお、回収可能価額の算定にあたっては、正味売却価額により測定しております。

(3) 独禁法関連損失に関する事項

弁護士費用及び米国司法省調査義務履行費用	631百万円
和解金	2,488百万円
計	3,119百万円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
- | | |
|--------|------------|
| 普通株式 | 9,149,400株 |
| A種優先株式 | 150株 |
- (2) 当社の保有する自己株式数
- | | |
|------|----------|
| 普通株式 | 143,418株 |
|------|----------|
- (3) 配当金支払額等
- ① 配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	45	5	平成27年3月31日	平成27年6月29日
平成27年11月10日 臨時取締役会	普通株式	45	5	平成27年9月30日	平成27年12月7日
平成27年6月26日 定時株主総会	A種優先株式	53	355,000	平成27年3月31日	平成27年6月29日
平成27年11月10日 臨時取締役会	A種優先株式	53	355,000	平成27年9月30日	平成27年12月7日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月24日 定時株主総会	A種優先株式	資本剰余金	53	355,000	平成28年3月31日	平成28年6月27日

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関及び公的機関からの借入により資金を調達しております。受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、資金調達に係る流動性のリスクにおいては、各事業部からの報告に基づき経理部が資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の確保及び緊急の資金需要に対応するために、取引銀行とコミットメントライン契約の締結等により流動性リスクを管理しております。借

入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	3,200	3,200	—
(2) 受取手形及び売掛金	8,760	8,760	—
(3) 電子記録債権	232	232	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	670	670	—
資産計	12,864	12,864	—
(1) 支払手形及び買掛金	8,486	8,486	—
(2) 電子記録債務	941	941	—
(3) 短期借入金	2,332	2,332	—
(4) 未払金 (1年内期限到来の長期未払金を除く)	1,938	1,938	—
(5) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	5,404	5,511	106
(6) リース債務 (1年内返済予定のリース債務を含む)	466	492	25
(7) 長期未払金 (1年内期限到来の長期未払金を含む)	2,721	2,679	△42
負債計	22,291	22,381	89

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産 (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

負債 (1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金、並びに(4) 未払金（1年内期限到来の長期未払金を除く）

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）、(6) リース債務（1年内返済予定のリース債務を含む）、並びに(7) 長期未払金（1年内期限到来の長期未払金を含む）

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額 (平成28年3月31日)
投資有価証券(非上場株式)	1
関係会社株式(非上場株式)	9

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

9. 有価証券に関する注記

その他有価証券が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度末日に比べて著しい変動が認められます。

(1) その他有価証券

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	389	283	106
(2) 債券			
① 国債・ 地方債等	-	-	-
② 社債	-	-	-
③ その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
小計	389	283	106
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	280	318	△37
(2) 債券			
① 国債・ 地方債等	-	-	-
② 社債	-	-	-
③ その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
小計	280	318	△37
合計	670	602	68

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 1百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「(1) 株式」には含めておりません。

(2) 連結会計年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	943	635	-
(2) 債券			
① 国債・ 地方債等	-	-	-
② 社債	-	-	-
③ その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	943	635	-

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

623円25銭

1株当たり当期純損失金額

△159円32銭

11. 重要な後発事象に関する注記

重要な後発事象はありません。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する事項

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの……事業年度末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・原材料・仕掛品……総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

貯蔵品……最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

④ デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブの評価方法……時価法

(2) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産……定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しております。(リース資産を除く)

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 5年～47年

機械及び装置並びに車両運搬具 3年～12年

工具、器具及び備品 2年～10年

無形固定資産……定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。(リース資産を除く)

リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金……債権の貸倒に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……従業員の賞与の支給に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、当事業年度末における年金資産の額が退職給付債務の額を超過しているため、前払年金費用として投資その他の資産に計上しています。

I. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

II. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

- ④ 関係会社事業損失引当金……………関係会社の事業に伴う損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、債務超過額を計上しております

(4) その他の計算書類作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

I. ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理によっております。

II. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………製品輸出による外貨建売上債権、原材料輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引

III. ヘッジ方針……………「為替リスク管理規定」及び「為替リスク管理規定運用ガイドライン」に基づき、為替相場の変動リスクを回避するため、実需の範囲内で為替予約取引を行っております。

IV. ヘッジ有効性評価の方法……………ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ期間を通じて相場変動の影響を相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

② 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

③ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

3. 会計方針の変更

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、この変更に伴う当事業年度の計算書類及び1株当たり情報に与える影響額はありません。

(作業くず売却益の会計処理の変更)

作業くず売却益については、従来、営業外収益として計上しておりましたが、当事業年度より、製造費用（売上原価）の控除項目として計上する方法に変更しました。この変更は、より適正な材料費を算出して原価管理を適切に行うためのものであります。

なお、当事業年度の期首の純資産への累積的影響額はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保に対応する債務

担保に提供している有形固定資産	建物	776百万円
	機械及び装置	629百万円
	土地	1,160百万円
	合計	2,566百万円
上記有形固定資産のうち工場財団抵当に供している資産		
	建物	498百万円
	機械及び装置	629百万円
	土地	488百万円
	合計	1,617百万円
担保に対応する債務	短期借入金	730百万円
	長期借入金	573百万円
	(1年内返済予定の長期借入金を含む)	
	合計	1,303百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 14,534百万円

(3) 保証債務

Diamond Electric Mfg. Corporation (米国) の金融機関からの借入に対する保証 (8,358千ドル)	941百万円
金剛石電機 (蘇州) 有限公司 (中華人民共和国) の金融機関からの借入に対する保証 (1,780千ドル及び15,000千元)	461百万円
Diamond Electric (Thailand) Co., Ltd. (タイ) のリース取引に対する保証 (98,022千タイバーツ)	313百万円
合計	1,716百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	3,487百万円
短期金銭債務	1,547百万円
長期金銭債権	18百万円

(5) 財務制限条項

① 取引銀行4行とシンジケーション方式による短期コミットメントライン契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

I. 各事業年度末日及び第2四半期会計(累計)期間の末日における連結損益計算書に記載される営業損益を損失としないこと。

II. 各事業年度末日における単体の損益計算書に記載される営業損益を損失としないこと。

III. 各事業年度末日における連結及び単体の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

IV. 各事業年度末日及び第2四半期会計期間の末日における連結及び単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成26年3月期末日における連結及び単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直前の各事業年度末日及び第2四半期会計期間の末日における連結及び単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。

コミットメントラインの総額	2,200百万円
借入実行残高	-百万円
差引額	2,200百万円

なお、当事業年度末において、上記財務制限条項のⅡ及びⅣに抵触しておりますが、当事業年度末において当該契約にかかる借入実行残高はありません。

また、平成28年5月11日付の契約更新により、取引銀行4行とのコミットメントライン契約を締結し、当該契約のコミットメントラインの総額は、2,500百万円となっております。当該契約には以下の財務制

限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- I. 各事業年度末日及び第2四半期会計(累計)期間の末日における連結損益計算書に記載される営業損益を損失としないこと。
- II. 各事業年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。
- III. 各事業年度末日(ただし、平成28年3月期末日は対象外とする。)及び第2四半期会計期間の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成27年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直前の各事業年度末日及び第2四半期会計期間の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。

- ② 取引銀行2行とシンジケーション方式による短期コミットメントライン契約を締結しておりましたが、平成28年3月28日付の契約更新により、取引銀行6行との短期コミットメントライン契約を締結し、当該コミットメントラインの総額は2,000百万円となっております。当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- I. 各事業年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益を損失としないこと。
- II. 各事業年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。
- III. 各事業年度末日及び第2四半期会計期間の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成27年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計の75%に相当する金額、又は直前の各事業年度末日及び第2四半期会計期間の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。

コミットメントラインの総額	2,000百万円
借入実行残高	-百万円
差引額	2,000百万円

なお、当事業年度末において、上記財務制限条項のⅢに抵触しておりますが、各取引銀行からの合意を得られ、平成28年5月10日付で、上記財務制限条項のⅢを以下のとおり変更する契約を各取引銀行と締結しています。

- III. 各事業年度末日及び第2四半期会計期間の末日(ただし、平成28年3月期末日は対象外とする。)における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成27年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計の75%に相当する金額、又は直前の各事業年度末日及び第2四半期会計期間の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。

- ③ 取引銀行4行とコミット型シンジケートローン契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- I. 各事業年度末日における連結及び単体の損益計算書に記載される営業損益を損失としないこと。
- II. 各事業年度末日における連結及び単体の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。
- III. 各事業年度末日における連結及び単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成27年3月期末日における連結及び単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直前の事業年度末日における連結及び単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

シンジケートローンの総額	2,500百万円
借入実行残高	2,500百万円
差引額	-百万円

なお、当事業年度末において、上記財務制限条項のⅠ及びⅢに抵触しておりますが、各取引銀行からの合意を得られ、平成28年4月22日付で、上記財務制限条項の内容を以下のとおり変更する契約を各取引銀行と締結しております。

- I. 各事業年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益を損失としないこと。
- II. 各事業年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。
- III. 各事業年度末日(ただし、平成28年3月期末日は対象外とする。)における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成27年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直前の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

- ④ 取引金融機関とコミット型シンジケートローン契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- I. 各事業年度末日における連結及び単体の損益計算書に記載される営業損益を損失としないこと。
- II. 各事業年度末日における連結及び単体の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。
- III. 各事業年度末日における連結及び単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、直近の事業年度末日における連結及び単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

シンジケートローンの借入実行残高

1,058百万円

なお、当事業年度末において、上記財務制限条項のI及びIIIに抵触しておりますが、各取引金融機関からの合意を得られ、平成28年4月22日付で、上記財務制限条項の内容を以下のとおり変更する契約を各取引金融機関と締結しております。

- I. 各事業年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益を損失としないこと。
- II. 各事業年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。
- III. 各事業年度末日（ただし、平成28年3月期末日は対象外とする。）における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%以上に維持すること。

- ⑤ 取引銀行と実行可能期間付タームローン契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、第2四半期会計（累計）期間の末日においては個別借入及び本借入の利率が変更になり、また、事業年度末日においては借入金を一括返済することがあります。なお、平成28年3月31日付で財務制限条項の内容を以下のとおり変更する契約を締結しております。

- I. 各事業年度末日及び第2四半期会計（累計）期間の末日における連結損益計算書に記載される営業損益を損失としないこと。
- II. 各事業年度末日及び第2四半期会計（累計）期間の末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。
- III. 各事業年度の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を前年度決算期の末日における純資産の部の合計金額の75%以上に維持すること。

タームローンの借入実行残高

300百万円

なお、当事業年度末において、上記財務制限条項のIII.に抵触しておりますが、取引銀行と当該条項抵触を原因とする期限の利益喪失の請求についての猶予の合意を得ております。

(6) 債権流動化による譲渡残高

売掛金

582百万円

電子記録債権

340百万円

(7) 訴訟事項等

平成25年7月に米国司法省と締結した司法取引契約に関連して、当社及び当社の米国子会社に対して複数の集団訴訟が提起されているほか、一部顧客と損害賠償に関する交渉を行っております。なお、訴状には訴訟金額の記載はありませんが、当該訴訟の結果として、当社の経営成績等へ影響を及ぼす可能性があります。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高

6,550百万円

仕入高

3,665百万円

その他の営業取引

1,072百万円

営業取引以外の取引高

2,024百万円

- (2) 通常の販売目的で所有するたな卸資産について、期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の金額であり、たな卸資産評価損97百万円が売上原価に含まれております。

(3) 減損損失に関する事項

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額
(当社) 三重県松阪市他	自動車機器生産設備	建物及び構築物	10百万円
		機械装置及び運搬具	83
		工具、器具及び備品	16
		ソフトウェア	17
		建設仮勘定	2
合計			129

場所	用途	種類	金額
(当社) 鳥取県鳥取市他	電子機器生産設備	建物及び構築物	0百万円
		機械装置及び運搬具	147
		工具、器具及び備品	15
		ソフトウェア	1
		建設仮勘定	14
合計			179

(資産のグルーピングの方法)

当社は、事業用資産については管理会計において資産と対応し、継続的に収支把握のなされている単位をグルーピングの基礎として、遊休資産については個々の物件ごとにグルーピングを行っております。

(回収可能価額の算定方法)

上記の自動車機器生産設備・電子機器生産設備は、営業損益が継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能額まで減額しております。なお、回収可能価額の算定にあたっては、正味売却価額により測定しております。

(4) 独禁法関連損失に関する事項

弁護士費用及び米国司法省調査義務履行費用	726百万円
和解金	1,887百万円
計	2,613百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式数

普通株式	143,418株
------	----------

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

税 務 上 の 繰 越 欠 損 金	862百万円
賞 与 引 当 金	35百万円
貸 倒 引 当 金	39百万円
未 払 社 会 保 険 料	5百万円
た な 卸 資 産 評 価 損	69百万円
固 定 資 産 減 損 損 失	144百万円
未 払 役 員 退 職 慰 労 金	5百万円
関 係 会 社 株 式 評 価 損	767百万円
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金	112百万円
そ の 他	49百万円
繰 延 税 金 資 産 小 計	2,090百万円
評 価 性 引 当 額	△1,719百万円
繰 延 税 金 資 産 合 計	371百万円

繰延税金負債

そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△20百万円
前 払 年 金 費 用	△113百万円
資 産 除 去 債 務	△27百万円
繰 延 税 金 負 債 合 計	△161百万円

繰延税金資産の純額

210百万円

(2) 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.0%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.8%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が9百万円、繰延ヘッジ損益が0百万円それぞれ減少しており、法人税等調整額が10百万円、その他有価証券評価差額金が1百万円それぞれ増加しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 子会社等

種類	会社名	議決権等の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	新潟ダイヤモンド電子(株)	直接 86.3	当社主要仕入先 役員の兼任	製品等の購入 (注1)	2,147	買掛金	868
子会社	Diamond Electric Mfg. Corporation (米国)	直接 100.0	当社主要販売先 及び仕入先 役員の兼任	材料等の販売 (注1) ロイヤリティ収入 (注1) 保証債務 (注4)	2,019 677 941	売掛金	445
子会社	Diamond Electric Hungary Kft. (ハンガリー)	直接 100.0	当社主要販売先 及び仕入先 役員の兼任	材料等の販売 (注1) ロイヤリティ収入 (注1) 配当の受取	758 277 1,172	売掛金 未収入金	282 303
子会社	金剛石電機(蘇州)有限公司 (中華人民共和国)	直接 100.0	当社主要販売先 及び仕入先 役員の兼任	資金の貸付 (注3) 利息の受取 (注2) 配当の受取 保証債務 (注4)	531 8 715 461	関係会社短期貸付金 未収利息 未収入金	505 0 593
子会社	Diamond Electric (Thailand) Co., Ltd. (タイ)	直接 99.9	当社主要販売先 及び仕入先	保証債務 (注4)	313	—	—
子会社	PT. Diamond Electric Mfg Indonesia (インドネシア)	直接 98.0	—	貸倒引当金の繰入 (注5)	68	関係会社長期貸付金 その他投資 貸倒引当金 (固定)	50 18 68
子会社	Diamond Electric Asia Pacific Co., Ltd. (タイ)	直接 99.9	当社主要販売先 役員の兼任	資金の貸付 (注3) 利息の受取 (注2) 設備の売却	402 1 426	1年内回収予定の 関係会社長期貸付金 関係会社長期貸付金 未収利息 未収入金	112 1 395
子会社	ダイヤモンドビジネス(株)	直接 61.6	当社主要販売先 及び仕入先 役員の兼任	業務委託(物流等) 関係会社事業損失 引当金の繰入 (注6)	1,930 367	未払金 関係会社事業損失引当金	372 367

- (注) 1. 価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、決定しております。
2. 金剛石電機(蘇州)有限公司(中華人民共和国)及びDiamond Electric Asia Pacific Co., Ltd. (タイ)については、市場金利を勘案して合理的に利率を決定しております。
3. 金剛石電機(蘇州)有限公司(中華人民共和国)については、運転資金として貸付を行っております。また、Diamond Electric Asia Pacific Co., Ltd. (タイ)については、設備購入代金として貸付を行っております。なお、担保は受け入れておりません。
4. Diamond Electric Mfg. Corporation (米国)、金剛石電機(蘇州)有限公司(中華人民共和国)及びDiamond Electric (Thailand) Co., Ltd. (タイ)の借入等に対する債務保証です。なお、保証料は受領しておりません。
5. PT. Diamond Electric Mfg Indonesia (インドネシア)への貸付金及びその他の投資に対し、貸倒引当金を計上しております。
6. ダイヤモンドビジネス(株)の財政状態を勘案し、当事業年度において関係会社事業損失引当金を計上しております。
7. 上記金額のうち、国内連結子会社においては取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。また、海外連結子会社においては取引金額及び期末残高ともに消費税等は含まれておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記
- | | |
|--------------|----------|
| 1株当たり純資産額 | 582円07銭 |
| 1株当たり当期純損失金額 | △172円59銭 |
10. 重要な後発事象に関する注記
- 重要な後発事象はありません。